

# 市川市タブレット端末活用ガイドライン

令和3年9月1日

市川市教育委員会

## 1. 目的

国の GIGA スクール構想に基づき整備されたタブレット端末を、学校、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

## 2. 必要な物品及び回線

### ① 学校で使用する場合

#### A. タブレット端末

教育委員会より配付する ID とパスワードでログインをして利用する。

#### B. 回線

各教室に設置された無線 LAN 環境またはモバイルルーター

### ② 家庭で使用する場合

#### A. タブレット端末

学校より貸与されたタブレット端末。教育委員会より配付する ID とパスワードでログインをして利用する。

#### B. 回線〔無線 (Wi-Fi) 携帯通信 (LTE) などインターネットの利用ができる接続手段〕

家庭の無線環境への接続は保護者が行うこと。

携帯通信 (LTE) では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること。

無線環境がない家庭には当面の間教育委員会よりモバイルルーターを貸し出す。

(1台1月当たり10G上限)

## 3. 利用における注意事項

利用者は、以下を遵守すること。

① 端末の近くでの飲食は禁止。(端末を机の上に置いたままその机で食事するなど)

② ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。

③ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。

※破損等の不具合が生じた場合、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。

※利用者の重大な過失に帰すべき事由により、故障などが発生した際には、利用者が実費を弁済すること。

※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出証明を受けること。

※不具合時には、学校から「事故報告書 (発生日時・状況・対処等)」を提出すること。

④ 許可なく USB メモリなどの外部装置・周辺機器への接続および利用を行わないこと。

⑤ 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールの禁止。

⑥ 学習に関係ないサイトへの閲覧・利用、写真・動画の配信の禁止。

⑦ 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他

人への誹謗中傷などの禁止。

⑧ 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校に報告すること。

⑨ 家庭使用時は以下のことに留意すること。

※端末の充電を家庭で行うこと。

※家庭での端末の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。

※学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。

※使用の際は家庭でルールを決め、健康や情報モラル等に留意して使用すること。

#### 4. その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定する。